

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号22ただし書の規定に基づき、別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局の送信設備のсприяс発射又は不要発射の強度の許容値を次のように定める。

平成二十四年 月 日

総務大臣 川端 達夫

- 一 設備規則別表第三号22ただし書の別に定める特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局は、四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものとする。
- 二 前項の陸上移動局の送信設備のсприяс発射又は不要発射の強度の許容値は、次の表に定めるとおりとする。

帯域外領域及びсприяс領域の境界の周波数	帯域外領域におけるсприяс発射の強度の許容値	сприяс領域における不要発射の強度の許容値
中心周波数から（±）占有周波数帯幅の二・五倍	二・五マイクロワット以下	四ナノワット以下 ただし、中心周波数から（±）

注 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、次のとおりとする。

	一 MHz 以内においては二・五マイ クロワット以下

スプリアス領域の周波数帯	参照帯域幅
九 kHz を超え一五〇 kHz 以下	一 kHz
一五〇 kHz を超え三〇 MHz 以下	一〇 kHz
三〇 MHz を超え一 GHz 以下	一〇〇 kHz
一 GHz を超えるもの	一 MHz